

役員等報酬規程

（目的）

第1条 この規程は、特定非営利活動法人ファザーリング・ジャパン関西（以下「この法人」という。）の役員及び職員（以下「役員等」という。）の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、各種法令等の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

（定義）

第2条 この法人が報酬を支払うことができる役員は定款第13条1項に定める理事および監事とする。

2 この法人が報酬を支払うことができる職員は定款第20条1項に定める職員のうち事務局長のみとする。

（報酬等の支給）

第3条 役員等に対して、理事会の決議で定める総額の範囲内で、報酬を支給できる。

2 前項の決議について、報酬を受領する理事は、議決に加わることができない。

（報酬等の支給方法）

第4条 役員等に対する報酬は、月額分を日本国通貨として、当該役員等の指定する銀行口座へ毎月振り込む。ただし、各種法令等に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員等に支払うべき報酬の金額からその金額を控除して振り込むものとする。なお、支給日は毎月又は一括のいずれかとし理事会の決議で別途定めるものとする。

（報酬の額の決定）

第5条 それぞれの役員等の報酬の額および額の改定については、第3条1項の決議により定める総額の範囲内で、業務の状況等に応じて、理事会の決議で定めるものとする。

（費用）

第6条 この法人は、役員等がその職務の遂行にあたって負担した費用を支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

（任期の途中での就任および退任等）

第7条 任期の途中において新たに就任した役員等には、就任した日から報酬を支払うことができる。

2 報酬を支払うことができる役員等が任期の途中において退任し、または解任され役員等でなくなった場合にはその日までの報酬を支払うものとする。

3 報酬を支払うことができる役員等が死亡により退任した場合には、その月までの報酬を支払うものとする。

4 第1項または第2項の規定により報酬を支払う場合には、対象期間総日数から日曜日、土曜日および祝祭日を差し引いた日数を基礎として日割りにより計算するものとする。

（公表）

第8条 この法人は、この規程をもって、報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改廃）

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

（補則）

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、2026年6月30日より適用する。